

下水道事業の受益者負担金制度にご理解とご協力を

公共下水道施設を整備するためには、多くの建設費用が必要です。その費用は国や県の補助金、借入金並びに町税など、皆さんに負担していただく受益者負担金(以下「負担金」)によってまかなわれます。

負担金を納める受益者とは？

整備区域内のすべての土地が対象となり、その土地の所有者または権利者が受益者です。

負担金の額は？

対象区域内に所有する土地または権利のある土地の面積に単位負担金額(1平方メートル当たり377円)を乗じて算出した金額です。

なお、負担金は土地に対して「1回限り」の負担です。

受益者負担金の額は、
**1㎡当たり
377円です。**

例えば、165㎡(約50坪)の土地を所有している場合は
165㎡×377円=62,200円
(10円未満切り捨て)

負担金の納付方法は？

算出した金額を3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。

なお、一括で納めていただくこともできます。一括納付の場合は、当該年度の最初の納期内の納付に限り、納付される年数、金額に応じて一括納付報奨金が交付されます。(実際は、報奨金相当額を差し引いた金額で納付することになります。)

負担金の減免と徴収猶予は？

負担金は、土地の用途に応じて減免することができます。また、土地の状況や受益者の事情により、徴収を猶予することもできます。ただし、いずれも申請が必要です。

受益者に変更がある場合は？

土地の売買などにより、負担金を納付する受益者を変更する場合は、旧受益者と新受益者との連署で受益者変更の届出が必要です。届出がない場合は、そのまま前の受益者が負担金を納付することになります。詳しくは問い合わせください。

公共下水道の使える地域が

5月から拡大します！

東小磯、西小磯、国府本郷、生沢及び月京地区の一部の区域で、公共下水道が使えるようになります。

供用開始(下水道が使用できる)される区域内の土地所有者には、4月に送付する申告書により、受益者を申告していただき決定します。

〔住民説明会の開催〕

供用開始に伴う説明会を2月に開催します。開催日時等については、区域内に土地を所有されている方に対して、開催通知を送付します。

下水道作品コンクールで入賞！

県内の小学校4年生を対象に毎年行われている、(公財)神奈川県下水道公社主催の下水道作品コンクールにおいて、応募総数3,809点(町内小学校から201点の応募)の中から、次の2名が入賞されました。



▲二宮 明士 (国府小)



▲島田 晴伎 (大磯小)

▼書道の部 入賞 (敬称略)

◎問い合わせ

建設課 内線 214・224

町職員人事異動

(平成24年1月6日付)

新	氏名	旧
〈課長級〉		
首席理事	二挺木 洋二	理事
教育委員会理事	福島 伸芳	監査委員事務局長
監査委員事務局長	鈴木 一男	首席理事
消防本部消防次長	相田 輝幸	教育委員会理事

今年を「改革元年」として、職員がひとつとなって多くの課題解決に取り組み、更なる町政運営の推進に必要なとの判断から、理事の配置転換を行いました。

また、本町の消防行政における体制整備として、消防長を補佐するため消防次長1名を配置しました。

◎問い合わせ 総務課 内線 210